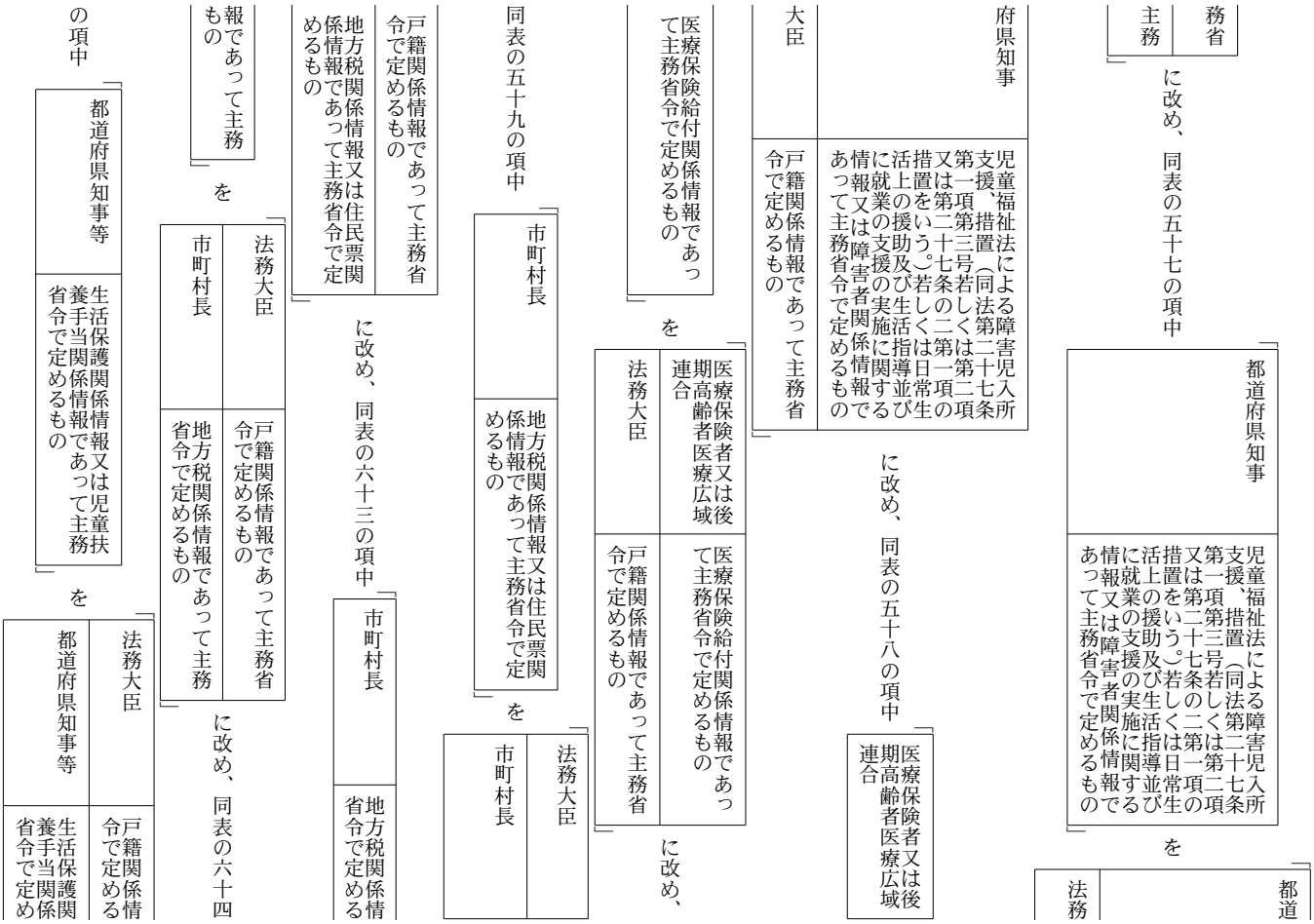

務省
主務
に改め、同表の五十七の項中
都道府県知事
児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
を
都道
法務
府県知事
児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
大臣
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の五十八の項中
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
を
医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
法務大臣
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、
医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
同表の五十九の項中
市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
を
法務大臣
市町村長
地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の六十三の項中
市町村長
地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の六十四の項中
都道府県知事等
生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
を
法務大臣
都道府県知事等
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の六十五の項中
市町村長
地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の六十六の項及び六十七の項中
市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
を
法務大臣
市町村長
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の七十の項中
都道府県知事等
生活保護関係情報又は留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
を
法務大臣
都道府県知事等
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の七十四の項中
市町村長
地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
を
法務大臣
市町村長
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の七十七の項中
市町村長
住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
を
法務大臣
市町村長
戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
に改め、同表の八十四の項中
市町村長